

訪問介護事業

◎訪問介護事業

介護福祉士または訪問介護員がご自宅を訪問し、身体介護や生活援助など必要なサービスを行います。

○ 身体介護

- ・排泄介助（おむつ交換・トイレ誘導）
- ・口腔ケア
- ・体位変換、移動介助
- ・更衣
- ・食事介助
- ・起床介助、就寝介助
- ・清拭、清潔介助
- ・服薬介助などがあります。

○ 生活援助

利用者さまが単身、ご家族がご病気などの場合に、掃除・洗濯・調理・買い物など介護度に応じて必要なサービスを行います。

※直接本人の援助に該当しない行為はいたしかねます。

◎訪問介護利用料（要介護者）

南相木村社会福祉協議会での訪問介護の基本料金は下表となり、自己負担はさらにその1割です。

身体介護 0 1	身体介護 1	身体介護 2	身体介護 3	以後 30 分増すごとに 830 円を加算
20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	
1,650 円	2,480 円	3,940 円	5,750 円	
生活援助 2	生活援助 3	身体介護に引き続き生活援助を行った場合		
20 分以上 45 分未満	45 分以上	20 分以上	45 分以上	70 分以上
1,810 円	2,230 円	660 円/回	1,320 円/回	1,980 円/回

◎訪問型サービス利用料（事業対象者・要支援者）

こちらは介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとなります。

訪問型サービス利用料				
該当区分	利用サービス	利用料	自己負担額	備考
事業対象者・要支援 1	訪問型サービス I	11,680 円/月	1,168 円/月	週 1 回相当
事業対象者・要支援 2	訪問型サービス II	23,350 円/月	2,335 円/月	週 2 回相当